

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

十勝川流域外河川の減災に関する取組方針

平成30年2月27日

十勝川外減災対策協議会

帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、十勝総合振興局、釧路地方気象台、帯広開発建設部、北海道警察釧路方面本部、帯広警察署、池田警察署、本別警察署、新得警察署、広尾警察署、
陸上自衛隊第5旅団、とかち広域消防局、
日本放送協会帯広放送局、北海道旅客鉄道株式会社釧路支社、
北海道電力株式会社新得水力センター、
電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。これに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されている。

一方、十勝川水系においても、平成 23 年に音更川で堤防の一部が流出し、沿川住民に避難勧告等が発令された。

また、平成 28 年 8 月 17 日から 23 日の一週間の間に台風第 7 号、第 11 号、第 9 号が相次いで北海道に上陸し、足寄町では足寄川からの越水により氾濫が生じる等、十勝管内の随所で浸水被害があった。

さらに、8 月 29 日から前線を伴った降雨と台風第 10 号の接近により、国管理の十勝川水系全 21 基準観測所のうち、12箇所で観測史上最も高い水位となり、札内川、音更川では直轄区間堤防の決壊、清水町のペケレベツ川、新得町のパンケ新得川などでは、橋梁の被災による鉄道、道路網の途絶や農地等への甚大な被害が発生した。

このような災害を繰り返さないために、十勝川の沿川市町村と十勝総合振興局、釧路地方気象台、帯広開発建設部は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 6 月 9 日に「十勝川減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

また、平成 29 年度より、北海道が管轄する河川の沿川町村、自衛隊、警察、消防、放送局、鉄道、電力等の関係団体を加え、「十勝川外減災対策協議会」と改称することとした。

本協議会では、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、十勝川流域で想定される最大規模の洪水に対して「主体的な避難行動の促進」、「社会経済被害の最小化」を目標とし、平成 32 年度までに行う減災の取組方針をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年、協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

本取組方針は本協議会規約第 3 条第 2 項に基づきとりまとめたものである。

2. 協議会の構成員

協議会の参加機関及び構成員は、以下の通りである。

参加機関	構成員
帯広市	市長
音更町	町長
士幌町	町長
上士幌町	町長
鹿追町	町長
新得町	町長
清水町	町長
芽室町	町長
中札内村	村長
更別村	村長
大樹町	町長
広尾町	町長
池田町	町長
幕別町	町長
豊頃町	町長
本別町	町長
足寄町	町長
陸別町	町長
浦幌町	町長
十勝総合振興局	局長（副会長）
十勝総合振興局	副局長
釧路地方気象台	台長
帯広開発建設部	部長（会長）
北海道警察釧路方面本部	警備課長
帯広警察署	署長
池田警察署	署長
本別警察署	署長
新得警察署	署長
広尾警察署	署長
陸上自衛隊第5旅団	司令部第3部長
とかち広域消防局	局長
日本放送協会帯広放送局	局長
北海道旅客鉄道株式会社釧路支社	支社長
北海道電力株式会社新得水力センター	所長
電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所	所長

3. 対象とする河川

対象とする河川は、以下の通りである。

機関名	対象河川名	関係市町村
帯広開発建設部	十勝川水系十勝川、音更川、札内川、利別川、浦幌十勝川、浦幌川、下頃辺川、戸鳶別川、然別川、帯広川、士幌川、途別川、猿別川、礼文内川、牛首別川、久保川、礼作別川、三線川、本別川、美里別川、売買川、美生川、十日川、十弗川、浦幌十勝導水路	帯広市、音更町、士幌町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、浦幌町
十勝総合振興局	十勝川水系十勝川、カンカンビラ川、カンカン川、浦幌川、十勝静内川、オベトン川、常室川、瀬多来川、仁生川、川流布川、浦幌わねナリ川、旧オベトン川、上旅来川、安骨川、背負川、背負分線川、下牛首別川、礼文内川、旧利別川、コタロ川、牛首別川、農野牛川、上農野牛川、久保川、造林沢川、山蔭川、小川、育素多川、礼作別川、打内川、利別川、十弗川、アネベツ川、清見二線川、オタップ川、四線川、七線川、北九線川、十日川、小村川、高島十五線川、パンケ川、ペンケ川、三線川、跡見川、親牛別川、居辺川、ワカケンネップ川、押蒂川、美蘭別川、蘭辺川、和叶イ川、本別川、モップ川、美里別川、芽登川、イシケ川、旭ヶ丘川、サウシ川、オ社イ川、ヌナン川、ヌナン一号沢川、和加ビリベツ川、下和加ビリベツ川、ビリベツ一号沢川、パンケ仙美里川、ペンケ仙美里川、足寄川、稻牛川、螺湾川、茂螺湾川、茂足寄川、佐野川、下ワシップ川、上ワシップ川、塩幌川、ペンケトブシリ川、大誉地川、ペンケンベツ川、斗満川、ポントマム川、陸別川、清水川、宇遠別川、勲禰別川、陸別熊の沢川、上統内川、新川、明新川、	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

	猿別川、旧途別川、稻土別川、須田川、茂発谷川、恩根内川、糠内川、牧場川、サラベツ川、サッチャルベツ川、イタタキ川、新シタップ川、途別川、千住川、古舞川、ム川、士幌川、長流枝内川、伊忽保川、サックシュオルベツ川、共成川、北開川、札内川、売買川、機関庫の川、第二売買川、売買川分水路、ヌップク川、カネ川、戸薦別川、岩内川、南岩内川、北岩内二の沢川、ウエダ川、ヒリネップ川、ヒリカヘヌ沢川、恵津美川、ヌナイ川、蒂広川、旧蒂広川、ウツベツ川、柏林台川、第二柏林台川、イマイ川、新蒂広川、雄馬別川、音更川、鈴蘭川、第二鈴蘭川、エンド川、ウオップ川、ナタイ川、糠平川、幌加川、滝の沢川、幽雲川、伏古別川、伏古川、然別川、鎮鍊川、ハギノ川、万年川、パンケン川、ポンパンケン川、ポンケン川、瓜幕川、パンケビバウシ川、上和ナイ川、オウシュ川、シジカリベツ川、シブサリビバウシ川、西士狩川、美蔓川、美生川、ニタナイ川、トヤマ川、ヒバウ川、奥の沢川、美馬牛川、ピカラ川、吉井川、芽室川、御影川、渋山川、パンケホイ川、久山川、イソノ川、豊郷川、木村ツプ川、佐幌川、小林川、ペケレベツ川、ナイ川、金平川、イシマクシベツ川、パンケオツイ川、ポンケオツイ川、広内川、パンケ新得川、九号川、清水ビバウシ川、パンケニコロ川、ポンケニコロ川、ポンケナイ川、オウシ川、ヒカナイ川、ニペツツ川、トムラウシ川、ポントムラウシ川、ユウトムラウシ川、カムイサンカナイ川、ヌントムラウシ川、東沢川、トノカリウシュベツ川、オフタテシケ川、テヤ川	
十勝総合振興局	厚内川水系厚内川	浦幌町
十勝総合振興局	長節川水系長節川	豊頃町
十勝総合振興局	湧洞川水系湧洞川	豊頃町
十勝総合振興局	生花苗川水系生花苗川、キモントウ川、一の沢川	大樹町

十勝総合振興局	当縁川水系当縁川、忠類幌内川	大樹町、幕別町
十勝総合振興局	歴舟川水系歴舟川、振別川、東川、歴舟中の川、ヌビナイ川	大樹町
十勝総合振興局	紋別川水系紋別川	大樹町、広尾町
十勝総合振興局	豊似川水系豊似川	広尾町
十勝総合振興局	楽古川水系楽古川	広尾町
十勝総合振興局	広尾川水系広尾川、西広尾川	広尾町
十勝総合振興局	直別川水系直別川	浦幌町

4. 十勝川の概要

■地形的特徴

十勝川は流域の形状が扇状で、流域内の支川が集中して十勝川に合流する特徴がある。特に音更川・札内川が合流する帶広圏は洪水が集まりやすく、堤防が決壊した場合、都市機能等へ甚大な被害が発生する可能性がある。

十勝川上流部、音更川、札内川は、勾配が急であり洪水時には高速な流れが発生するおそれがあることから、洪水時には河岸の侵食や洗掘等が発生し、水位が低くとも被害が発生する可能性がある。

十勝川下流域は、河川の高い水位が長時間続くことから、内水氾濫による浸水発生頻度が高く、氾濫により農地などの低平地のほとんどが浸水し、かつ浸水継続時間が長期に及ぶ。

■過去の水害状況

大正8年から13年にかけて洪水が頻発し、中でも大正11年8月洪水では、西蒂広から大津にかけての河川沿いの平地が一面にわたって浸水するなどの大被害を受けた。この洪水を契機に治水計画を策定し本格的な治水事業に着手した。

昭和37年8月洪水は、台風第9号により上流域を中心に流域全体で強い降雨があったことから発生した。当時は堤防の整備が進んでいなかったことから、流域全体で外水被害が発生し、特に中下流域で甚大な被害となった。流域全体の氾濫面積は40,768ha、被害家屋は3,793戸であった。

昭和47年9月洪水は、台風第20号による大雨で、各地で河川の決壊、道路・鉄道の寸断が多発した。なかでもJR根室本線は10日間以上不通となり、十勝地方の物流に大きな影響を与えた。

昭和56年8月洪水は、台風第12号と停滯前線の活発化により、上流域で記録的な強い降雨があったことから発生した。十勝川等は堤防の整備が進んでいたことから、上流部の支川を中心に浸水被害が発生した。流域全体の氾濫面積は7,017ha、被害家屋は355戸であった。また、堤防の整備が進んだことに伴い内水被害が発生し、氾濫面積のうち4,673haが内水氾濫によるものであった。

昭和63年11月洪水は、発達した低気圧により下流域を中心に強い降雨があったことから発生した。十勝川下流域を中心に浸水被害が発生し、特に浦幌十勝川流域で大きな浸水被害が発生した。流域全体の氾濫面積は366ha、被害家屋は279戸であった。

平成23年9月洪水は、台風第12号や熱帯低気圧周辺の暖湿気が北日本へ流入し、前線の活動を活発化し、ぬかびら源泉郷雨量観測所における9月1日から7日にかけての総雨量は、432.5mmが記録された。音更川の堤防の一部が流失し、沿川住民に避難勧告等が発令された。

平成28年8月洪水は、17日から23日にかけて台風第7号、第11号、第9号が北海道

に上陸し、ぬかびら源泉郷雨量観測所における17日から23日にかけての総雨量は480.5mmが記録されたほか、管内の多くの雨量観測所で8月の降水量が観測開始からの最大値を大きく更新した。足寄町では、足寄川の越流による氾濫が発生し、被害家屋は延べ61戸であった。

さらに、1週間後の8月29日から前線に伴う降雨と台風第10号の接近により、札内川ダム雨量観測所における30日から31日にかけての総雨量は507mmが記録され、直轄区間の12箇所の水位観測所において既往最高水位が記録された。札内川、音更川では直轄区間の堤防が決壊、札内川では氾濫により約50haが浸水した。新得町のパンケ新得川に架かるJR根室本線の鉄道橋が被災を受け3ヶ月以上不通となり道東の物流に大きな影響を与えた。清水町では、全半壊家屋14戸、橋梁被害7箇所、浸水面積150ha、芽室町では町内を流れる芽室川の堤防決壊などにより、床上浸水47戸、浸水面積250ha、新得町では家屋半壊7戸、家屋流出2戸という非常に大きな被害が発生した。また、国道・道道の通行止めやJR根室本線の不通が相次いだほか、芽室町を流れる芽室川の増水により缶詰工場が被災を受け操業停止となり、原材料の生産者や全国の消費者へ影響を与えた。流域全体の被害家屋は447戸であった。

■河川改修の状況

- ・本格的な治水事業は、大正11年8月洪水を契機として実施。
- ・翌大正12年に、第1期拓殖計画の一環として治水計画を決定し、築堤、新水路掘削、護岸工事等に着手。
- ・昭和2年からは第2期拓殖計画等により、昭和12年に通水した統内新水路、売買川・牛首別川等の支川切替を実施。
- ・その後、昭和57年に浦幌十勝川の河口閉塞対策を目的として浦幌十勝導水路を完成させたことに伴い、浦幌十勝川を十勝川水系に編入。
- ・昭和59年に十勝ダム、平成10年に木野引堤事業、平成11年に札内川ダム、平成19年に千代田新水路事業、平成26年には下流の軟弱地盤地帯における堤防の安定性を高める緩傾斜の堤防（丘陵堤）整備を完成させた。現在は、平成22年9月に策定された「十勝川水系河川整備計画※」に基づき、堤防整備、河道掘削、護岸工事、内水対策等を進めている。
- ・十勝川本川の整備に合わせるように、北海道管理河川においても、河川の改修による整備を進めており、現在は十勝川水系の河川については、管内を3区域に分割し、平成24年2月に策定された十勝川右岸圏域河川整備計画、十勝川左岸圏域河川整備計画、十勝川上流圏域河川整備計画（策定中）に基づき、河道掘削、護岸工事等を進めている。
- ・また、平成28年8月洪水で大きな被害を受けたペケレベツ川、パンケ新得川は災害復旧助成事業、芽室川は河川等災害関連事業として平成29年度より復旧工事に着手している。

※十勝川水系河川整備計画は平成25年6月に一部変更

■十勝川流域の社会経済等の状況

十勝川流域は、帯広市をはじめとする1市14町2村からなり、その市町村人口は約33万人である（平成22年国勢調査）。帯広市は、広大な十勝平野のほぼ中央に位置し、道東地域の社会・経済・文化の拠点となっている。帯広市を中心とした帯広圏は、近年、十勝川、音更川、札内川と平行する国道沿いに市街地が拡大している。また、帯広市周辺に広がる十勝平野では、小麦、甜菜、馬鈴薯、小豆、いんげん等の畑作、酪農・畜産を中心とした大規模な農業が営まれ、さらにこれらを加工する食料品製造業が盛んであり、国内有数の食料供給地となっている。また、十勝川下流域、利別川流域及び浦幌十勝川流域を中心に林業が盛んな地域が広がっている。

十勝川流域には、JR根室本線、国道38号、236号、241号、242号、273号、274号に加え、現在、北海道横断自動車道（道東自動車道）や帯広・広尾自動車道等が整備されている。また、流域には十勝地域の空の玄関口であるとかち帯広空港や、流域の近郊には物流の拠点である十勝港がある。このように、十勝川流域には、道東地域と国内各地及び道内各地を結ぶ主要交通網が集まっている。

■十勝川流域の主な課題

【市町村が抱える主な課題】

- 長期間にわたり氾濫が無かったことから、住民のほとんどが基本的に水害は発生しないことを前提とした意識であった。平成28年8月洪水では氾濫の危険性が高まり避難勧告を出したが、避難率が低かったことから、避難率を上げるための方策が必要。
- 平成28年8月洪水では真夜中に避難勧告等の発令を行ったため、住民への情報提供が不十分であり、伝わっていないことが分かった。また、夜間の避難行動も住民に危険が及ぶ結果となった。避難勧告等の発令判断基準の見直しや確実な情報提供手法の検討が必要。
- 中小河川においては水位計が設置されていない河川があり、避難勧告等の判断基準となる情報の収集が困難であったことから、水位等把握手段の検討が必要。
- 高齢者が多くなってきている現状を踏まえると、自主避難自体が困難となっており、自主防災組織の創設に加え、高齢者とともに考慮した避難体制を構築するなど、人命をいかに守るかといった検討が必要。
- 避難勧告等の発令判断の基準となる上流部にある利水ダムからの放流による水位上昇量、到達時間等について、予測シミュレーションを行うことができないことから、ダム放流による水位予測システムの改良及び下流自治体への情報共有体制の構築が必要。
- 下流域に位置する自治体では、河川の高い水位が長時間続くことにより、内水が排除できずに畠が何日も冠水してしまうため、農作物が収穫できず、市場への影響が懸念されることから、内水排除の効率化に向けた検討が必要。

【浸水時の社会的影響に関する主な課題】

- 浸水想定区域内に災害対応を実施する公的機関の庁舎等が点在していることから、浸水時に各機関の機能喪失に伴う防災力の低下が懸念される。
(浸水想定区域内の公的施設)
帯広開発建設部、帯広河川事務所、池田河川事務所、十勝総合振興局、帯広測候所、
帯広市役所、音更町役場、池田町役場、本別町役場、中札内村役場、帯広消防署、
帯広警察署、音更消防署、池田消防署、池田警察署、豊頃消防署
- 帯広都市圏の主要な病院が浸水想定区域内にあることから、浸水時には病院機能の低下や入院患者等の搬出経路確保が困難となる。
- 浸水想定区域内に変電所が多く設置されており、浸水により周辺への電力供給が停止するおそれがあり、復旧活動への影響や避難所等での生活に支障を及ぼす可能性がある。
- 十勝川の浸水想定区域内にある一般廃棄物中間処理施設は、十勝管内の市町村（帯広市・音更町・芽室町・中札内村・更別村・幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町）が収集したごみ（一般廃棄物）と自己搬入ごみを受け入れており、浸水した場合には搬入経路の途絶や施設の処理機能の停止が想定され、廃棄物の処理が困難となる。
- 十勝川の浸水想定区域内には、大規模な農畜産物の加工工場、農業協同組合事務所等が点在しており、平成28年8月洪水では農産物の缶詰工場（全国シェア80%を占める）が被災を受けて、原材料の廃棄や缶詰の製造休止となり、生産者や全国の消費者へ影響が出た。また、浸水だけではなく、農地の土壌そのものが流出し、その影響は長期に及んでいる。
- 平成28年8月洪水により橋梁が被災を受けて、鉄道、道路網が長期間途絶となり、人員輸送、物流に多大な影響が出たことから、防災体制強化に向けた取組を推進する必要がある。

5. 2級水系の概要

■ 2級河川の地形的特徴

十勝総合振興局管内で北海道が管理する2級水系の河川は、11水系19河川あり、いずれも管内南部に位置するが、広尾町から浦幌町まで広範囲にわたるため、地形的特徴は、十勝川の左右岸ならびに町毎に異なる。

十勝川右岸側では、広尾町に位置する河川は、その源を日高山脈に発し、急峻な山間を抜け、海岸沿いの平野部で集落に達し太平洋に注ぐが、南部に位置する河川ほどその平野部分は短い。

大樹町を流れる管内最大の2級河川歴舟川水系は、その源を日高連峰の標高1600mを超える山麓にその源を発し、非常に急峻な渓谷から、ゆったりとした平野部で大樹町市街を通り、振別川と合流し太平洋に注ぐ。環境省の水質調査により、幾度も「日本一の清流」と認められ、平成8年には国土交通省から「水の郷百選」にも選ばれている。

歴舟川から十勝川にかけては、その源を豊頃丘陵に発し、ゆったりとした流れで、下流部には、汽水湖や沼、湿地を形成、周囲は海岸草原群落に囲まれた緑豊かな環境で、タンチョウをはじめ数多くの野鳥が確認され、道内有数の野鳥の生息地となっている。

十勝川左岸側、浦幌町を流れる厚内川は、釧路との境を成す白糠丘陵にその源を発し、山間の平地を大きく蛇行しながら流下し、厚内漁港付近で太平洋に注いでいる。

管内の2級河川における全体的な特徴としては、山地部の急峻な流れから平野部へと繋がる河川が多く、降雨開始から洪水到達までの時間が短く、平野部でその氾濫が一気に拡がりやすい地形である。

■ 2級河川流域の過去の水害状況

大樹町市街地においては、昭和39年の集中豪雨で浸水面積13.7ha、昭和47年9月の台風20号により、浸水面積8.3ha、浸水家屋37戸という大きな被害となった。

昭和50年8月洪水では、当縁川流域において、浸水面積16.2ha、浸水家屋12戸という被害が発生している。

近年では、紋別川流域で、平成5年6月の豪雨では浸水面積0.2ha、浸水家屋7戸、平成10年9月の豪雨および台風5号では浸水面積0.4ha、浸水家屋26戸を数える大きな被害が発生。また、生花苗川流域では、平成19年9月の台風5号により、浸水面積14.3ha、浸水家屋2戸という被害が発生している。

■ 2級河川流域の河川改修状況

河川毎に以下のような整備が実施されている。※()は実施年度と改修延長

- ・西広尾川 …… 局部改良工事（昭和43～45年、L=1.2km）
- ・紋別川 …… 小規模改修工事（①昭和35～46年、L=9.1km、②昭和41～53年、L=2.9km、③昭和61～平成6年、L=5.5km）

- ・歴舟川 …… 小規模改修工事（昭和 48～57 年、L=1.725km）、環境整備事業（平成 4～14 年、L=1.725km）
- ・振別川 …… 小規模改修工事（①昭和 41～49 年、L=2.3km、②昭和 50～59 年、L=2.2km）
- ・当縁川 …… 局部改良工事（①昭和 43～52 年、L=2.5km、②昭和 53～61 年、L=3.8km、③昭和 59～平成 2 年、L=2.8km、④平成 5～12 年、L=3.2km）
- ・湧洞川 …… 小規模改修工事（昭和 39～48 年、L=5.9km）

■ 2 級河川流域の社会経済等の状況

2 級河川の流域は、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、浦幌町の 5 町からなり、その人口は約 5 万人である。（平成 22 年国勢調査）。

大樹町は、十勝管内の南に位置し、東は太平洋、西は日高山脈に接し、中央部は広大な十勝平野が広がり、農業を中心に漁業、林業を基幹産業として発展してきており、また、1980 年代に「航空宇宙産業基地」の候補地とされて以来、官民一体となって「宇宙のまちづくり」を進めている。

広尾町は、十勝管内の最南端に位置し、漁業を中心に農林業を基幹産業として発展、昭和 59 年にオスロ市から国外初のサンタランドの認定を受け、「愛と平和、感謝と奉仕」を基本理念にサンタランドにふさわしい町づくりに取り組んでいる。

幕別町は、十勝管内の中・南部に位置し、南北に細長い地形をなしている。平成 18 年に旧忠類村と合併を行い、新しいまちづくりがスタート、町の基幹産業である農業は、幕別地区では畑作物や野菜生産を主体とし、忠類地区では酪農を主体とするなど道内有数の農業主産地である。パークゴルフ発祥の地でもある。

豊頃町は、十勝管内東南端に位置し、農業と漁業を基幹産業としている。長節湖や湧洞湖などの汽水湖では、その周辺にハマナス、コケモモをはじめとする海岸草原群落が拡がり、夏にはキャンプやマリンスポーツが行われている。

浦幌町は、十勝管内最東部に位置し、緩やかな丘陵地と河岸段丘からなる。山林が町面積の 7 割を占め、農業、林業、水産業と一次産業を基幹産業としている。縄文早期の石刃鏃文化の遺跡をはじめ擦文集落跡やチャシ跡などの文化財が多く残る。

交通は、国道 38 号、国道 336 号、JR 根室本線などがあり、日高地方と道東、帯広と釧路を結ぶ交通の要衝である。また、広尾町に位置する十勝港は、農業王国十勝における唯一の海の玄関口として、農作物の首都圏へ積出や化学肥料・飼料・セメント・石炭などの受け入れを行う流通拠点として重要な役割を担っている。

■ 2 級河川流域の主な課題

○ 点在する集落が広範囲にわたり浸水

海沿いに点在する集落を流れる河川は、急峻な山間を流下し下流で市街地に達するため、急激な水位上昇による避難の遅れが想定されることに加え、氾濫した場合には浸水域が短時間で住居エリアへ拡大し、避難が困難となる浸水深に達するおそれがある

ため、的確な水防活動による安全な避難場所への避難時間の確保や自発的な避難行動を促すための取組、確実かつ適切なタイミングでの避難情報を伝達することが重要である。また、避難経路となる主要道路の交通が遮断された場合を想定し、避難場所、移動経路について複数確保することが重要となる。

○ 浸水による主要交通網の途絶

流域の低平地での浸水被害が発生することにより、主要道路の交通途絶が発生し、避難が困難になるとともに、負傷者の災害時拠点病院への搬送や周辺市町村からの支援受入に時間を要するおそれがあることから、確実な避難情報の伝達と適切な避難経路・避難場所を設定することに加え、効率的な排水計画の検討や迅速・的確な排水活動を実施することが重要である。

○ 沼による基幹産業への影響

河川沿いの浸水が想定される低平地には、点在する集落のほか地域の基幹農業を支える農耕地帯が広がることから、基幹産業の社会経済活動の早期復旧にも考慮した、効率的な排水計画の検討や迅速・的確な排水活動を実施することが重要である。

○ 水防資材の備蓄

海沿いの集落では、洪水により国道などの交通途絶が発生すると陸の孤島と化す懸念があるため、近隣町村との連携を含め、水防資材・食料等の備蓄が必要である。

これらの課題に対して、協議会では十勝川を含めた管内河川の大規模水害に対し「主体的な避難行動の促進」、「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ハード対策として、洪水氾濫を未然に防ぐための堤防整備や河道掘削の実施、迅速・確実な避難に資するための堤防天端の保護・堤防裏法尻の補強や、情報発信のための基盤整備等
- ソフト対策として、迅速・確実な避難に資するための避難勧告等の判断・伝達計画作成や実践的な訓練の実施、防災教育や広報の充実、水防団・地域住民が参加した共同点検、大規模水害を想定した排水計画の作成等

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

6. 現状の取組状況と課題

(1) 十勝川流域での現状の取組状況

十勝川流域における減災対策について、各構成員が現在実施している取組の概要は以下のとおりである。(別紙1参照)

1) 情報伝達、避難計画等に関する現状の取組

項目	現状の取組
洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none">○避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を実施している。(帯広開建、釧路地方気象台、十勝総合振興局、NHK)○重大災害が発生の恐れがある場合には、帯広開発建設部、十勝総合振興局から市町村長に情報伝達(ホットライン)をしている。(帯広開建、十勝総合振興局、市町村)○避難勧告などの避難情報を緊急速報メールにて提供することとしている。(市町村)○避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成する。(帯広開建、十勝総合振興局、市町村)○ダム状況を自治体などに連絡している。(北電、電源開発)○氾濫危険情報の発表等をインターネットや自治体等から入手している。(JR)○防災関係機関と情報共有している。(警察)
水害リスク情報	<ul style="list-style-type: none">○洪水浸水想定区域図を公表し、市町村長に通知している。(帯広開建、十勝総合振興局)○ハザードマップの作成公表、配布を実施している。(市町村)○防災関係機関と情報共有している。(警察)
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none">○洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、住民に配布するとともに、ホームページにおいて公表している。(市町村)○緊急時は、自治体HP及び自治体に直接、状況確認をしている。(JR)○防災関係機関と情報共有している。(警察)

住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ○河川水位、洪水予報及びライブ映像等の情報をホームページやテレビ等を通じて伝達している。(帯広開建、NHK) ○気象警報・注意報及び洪水予報等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。(釧路地方気象台) ○パトカー、消防車両等による広報を実施している。(警察、消防) ○雨量、河川水位、ダム情報をインターネットで公表している。(十勝総合振興局) ○防災無線及び広報車による伝達、ホームページ、FaceBook、独自メール(登録制の防災情報メール)を導入している。(市町村) ○ダム水位等を川の防災情報に掲載している。(電源開発)
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村が行う避難勧告等の発令基準等の策定や見直しについて、支援を行っている。(帯広開建、十勝総合振興局) ○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。(市町村) ○防災関係機関と情報共有している。(警察)
避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導は、地域防災計画に基づき、市町村職員、消防団、及び警察官等が連携して実施する。(市町村、消防、警察)

2) 水防に関する現状の取組

項目	現状の取組
河川巡視	<ul style="list-style-type: none"> ○平時に水防活動の効率化を図るため、関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施している。(帯広開建、市町村)
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○水防資機材は水防拠点、防災資機材備蓄センター、備蓄倉庫等に保有している。(帯広開建、十勝総合振興局、市町村、警察、自衛隊、消防、北電、電源開発)
水防活動の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に地域で相互に協力できるよう、関係機関や水防団において訓練を実施。(帯広開建、十勝総合振興局、市町村、警察、自衛隊、消防) ○自主防災組織の育成。(市町村) ○救援資材の使用要領習熟のための訓練を実施(自衛隊)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体や民間企業と防災に関する協定を締結している。(市町村、警察)

3) 汚濁水の排水、施設運用等に関する現状の取組

項目	現状の取組
排水施設、排水資機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○水防体制強化のため、水防資機材を活用し、関係機関と連携した水防訓練を実施している。(帯広開建、市町村) ○樋門の操作点検を出水期前に実施している。(帯広開建、十勝総合振興局、市町村)
既存ダムにおける洪水調節の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ダム流域内総雨量とダム流入量が基準に達した場合、洪水警戒体制に入り、ダム下流の関係機関に対して「洪水警戒体制」を通知している。(帯広開建) ○ダム操作情報の通知を受理した際、速やかに関係防災機関へ通知をしている。(十勝総合振興局、町) ○ダム状況、放流状況を自治体に通知している。(北電) ○ダム状況、気象予測を基に判断して貯水容量を確保している。(電源開発)

4) 河川管理施設の整備に関する現状の取組

項目	現状の取組
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ○計画に満たない堤防に対し、整備を実施している。(帯広開建) ○流下能力が不足している河道に対し、断面を確保するため、河道掘削を推進している。(帯広開建、十勝総合振興局) ○平成28年8月洪水で被害を受けた河川を中心に、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策「北海道緊急治水対策プロジェクト」を実施。(帯広開建、十勝総合振興局) ○「中小河川緊急治水対策プロジェクト」に基づき再度の氾濫発生の危険性箇所の河道掘削を行っている。(十勝総合振興局)
出水状況把握のための整備	<ul style="list-style-type: none"> ○危険箇所への簡易水位計、CCTVカメラの整備を実施している。(帯広開建) ○「中小河川緊急治水対策プロジェクト」に基づき危機管理型水位計設置を行っている。(十勝総合振興局) ○監視カメラ機能向上を実施している。(北電)

※北海道緊急治水対策プロジェクト・・・平成28年8月17日から31日までの道東を中心とした記録的な大雨により、大きな被害を受けた河川を中心に、関係機関が連携して、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を実施。ハード対策については、国・北海道管理河川合わ

せて約700箇所において、平成28年度から平成31年度を目指して緊急的、集中的に進めるとともに、ソフト対策については、住民の避難を促すソフト対策を関係機関と連携して実施。

※中小河川緊急治水対策プロジェクト・・・平成29年7月の九州北部豪雨などを踏まえて、国土交通省は、都道府県と連携して全国の中小河川の緊急点検を実施。度重なる浸水被害の発生、水位把握の困難等が点検結果で確認されたため、ハード、ソフト対策を重点的に実施。

(2) 十勝川流域での課題

市町村等が過去の洪水経験や近年の北海道の気候変動の影響等から考えられる減災対策を実施するうえで、十勝川流域での課題や浸水時の社会的影響に関する課題は以下のとおりである。

※各項目の課題番号は、後述の「8. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

1) 市町村等が抱える課題

【避難行動に関する事項】

- ①防災情報をあらゆる手段で配信したとしても、受け手側の住民の防災意識が低いことから、防災情報の意味が理解されず、避難場所も知らないことから避難行動に繋がらない
- ②高齢者が多くなってきている現状を踏まえ、自力で避難行動ができない住民に対する避難体制の構築が急務となっている
- ③避難しても自宅に戻ってしまうため、住民の意識向上に向けた取組が必要
- ④避難所開設・運営について、職員の数、習熟度の差、避難所運営に関するマニュアルの未整備など課題が多く浮き彫りになった
- ⑤他の市町村で堤防が決壊した場合の想定を地域防災計画に位置づけていない

【防災情報提供に関する事項】

- ⑥大雨時には防災無線や広報車での情報伝達が聞き取りづらい現状があることから、防災情報が住民に届かず的確な避難行動に結びついていない
- ⑦ハザードマップに記載している避難経路については、津波浸水を想定した避難経路の指定は行っているが、洪水等による避難経路の選定は行っていないため、洪水時に迅速な避難ができない懸念がある
- ⑧大きな河川では水位予測等の防災情報共有体制、避難計画が整っている一方で、中小河川の水位観測、避難体制ができていないため、避難勧告等の判断基準となる水位情報の収集や逃げ遅れ等の懸念がある
- ⑨避難勧告等の発令や被災時の減災対策を実施するうえで必要となる上流ダム放流による水位上昇等の把握が困難であり、的確な復旧作業等への支障が懸念される（音更町）
- ⑩雨の降り方が変わってきている現状を踏まえ、利水ダムとの連携も考慮した防災体制の構築が必要（音更町、士幌町、池田町、本別町）
- ⑪夜間の避難勧告発令では、多くの住民が就寝中であるため、情報が十分に届かない懸念がある（帯広市）
- ⑫緊急速報メールを活用して、避難勧告等の周知を図っても、全住民に周知できず、広報車や戸別訪問で対応したが多くの時間を要した（帯広市、新得町、清水町、芽室町）

- ⑬避難勧告等の発令について、夜間であるための躊躇、急な水位上昇による発令タイミングの遅れ、住民に「避難準備情報」が理解されていないとの不安等から発令を行うことができなかつたため、発令基準の整理が必要（帯広市、幕別町、本別町）
- ⑭避難勧告の目安となる水位に到達しなかつたが、村内の堤防で決壊が起こったことから、発令判断の難しさが露呈された（中札内村）
- ⑮川を挟んで左右岸の市町村で同時期に同様な避難勧告等を行い住民に混乱が生じないよう配慮すべきであったが、他の市町村との情報共有ができなかつた（浦幌町）
- ⑯気象・河川の水位情報の収集、住民への情報提供、関係機関との情報共有が不十分であったため、システム操作に関する職員の習熟度向上や関係機関連携に関する検討が必要（帯広市、芽室町、中札内村、幕別町）
- ⑰送信機器の能力限界により、水防警報などを関係機関へ伝達できなかつた（十勝総合振興局）

【水防・復旧活動に関する事項】

- ⑱タイムラインの整備にあたっては、大河川に比べ洪水頻度の高い中小支川も対象として検討を行う必要がある（豊頃町）
- ⑲洪水時に高い河川水位が長時間継続する下流地域では、内水氾濫による農作物への影響が懸念される（豊頃町）
- ⑳実際の水防活動や専門的な知識を習得する機会が少ないと、水防団員（消防団員）が減少傾向であることから、水防活動を的確にできないことが懸念される（共通）
- ㉑水防資機材の種類や量について、被災経験が少なく大規模出水に対応した妥当性が判断できないため、不足している懸念がある（共通）
- ㉒被害情報の共有が関係機関の間で不十分（共通）

2) 浸水時の社会的影響に関する課題

- ㉓浸水想定区域内に災害対応を実施する公的機関の庁舎等が点在しているため、浸水を想定した防災対応計画の作成が必要となる
- ㉔災害拠点病院や帯広都市圏の主要な病院が浸水想定区域内に多数存在しているため、当該病院への防災意識向上に向けた啓発活動や洪水時の防災情報提供体制の構築、浸水時の避難行動等の計画作成に向けた支援を行う必要がある
- ㉕浸水想定区域内に変電所、十勝管内市町村からの廃棄物を処理する施設、大規模な農畜産物の加工工場、農業協同組合事務所等が点在していることから、各事業者への防災意識向上に向けた啓発活動や事業継続計画作成に向けた支援を行う必要がある
- ㉖JR 根室本線が長期間途絶したことから、鉄道事業者と連携した浸水時における対応計画作成に向けた支援を行う必要がある

3) その他の課題

- ⑦大規模浸水時に早期に排水を行うため、既存の排水施設、排水系統の把握、排水ポンプ車等の受け入れ体制・配置計画、関係機関の連携による排水計画を検討する必要がある
- ⑧無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防、河道断面が不足している区間があり、氾濫のおそれがあることと、今後は近年の北海道の気象変化を踏まえた河川整備を実施する必要がある。
- ⑨管理している河川延長が長いこと、水門・樋門等の施設数が多いことに加え、巡視等を行う人員の不足、高齢化していることから、出水時の操作・管理、被災状況等の把握を的確に実施することができないおそれがある

7. 減災のための目標

円滑かつ迅速確実な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

十勝川を含めた管内河川の大規模水害に対し「主体的な避難行動の促進」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※大規模水害・・・・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※主体的な避難行動・・・・流域住民が予め避難経路・避難場所、提供される防災情報把握し、避難勧告発令等において速やかにとる行動
- ※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態を目指す

【目標達成に向けた3つの取組】

十勝川を含めた管内河川において水災害防止・軽減を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

- (1)持続可能な地域防災力向上を図るため、平常時からの避難体制を強化する取組
- (2)人的被害をなくすため、主体的な避難行動を促す緊急時の防災情報を共有する取組
- (3)長時間かつ広範囲におよぶ浸水による社会経済被害を軽減する水防・復旧活動の取組

8. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。(別紙2参照)

(1) ハード対策の主な取組

堤防整備等が途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、適切な避難行動や水防活動等に資する基盤整備が不足している。以上を踏まえたハード対策における主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
堤防整備 河道掘削 ※北海道緊急治水対策プロジェクト	②⑧	～平成32年度	十勝総合振興局 帯広開発建設部
■危機管理型ハード対策			
堤防天端の保護 堤防法尻の補強	②⑧	～平成32年度	十勝総合振興局 帯広開発建設部
危機管理型水位計の設置	⑧	～平成32年度 ～平成30年度	十勝総合振興局 帯広開発建設部
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供のシステム構築	⑥⑧	平成28年度から実施	十勝総合振興局 帯広開発建設部 NHK
洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築	⑥	平成29年度	帯広開発建設部 NHK
防災行政無線の改良、スピーカーの性能向上、防災ラジオ配付などの防災情報伝達基盤の整備	⑥⑯	平成29年度～	10町村 十勝総合振興局
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制を確保するため、自動化を順次整備	⑯	～平成32年度	十勝総合振興局 帯広開発建設部

	下流河川の安全に資するための、操作規則の見直し・運用	⑨⑩	平成 29 年度～	電源開発(株)
--	----------------------------	----	-----------	---------

(2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 持続可能な地域防災力向上を図るため、平常時からの避難体制を強化する取組

洪水から時間が経過し、水害についての意識の薄れから防災情報や水害リスクについての認識不足が懸念されること、的確な避難体制が求められること等から、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
想定最大規模も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション（浸水ナビ）、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	⑦	平成 29 年度から実施 平成 28 年度	十勝総合振興局 帯広開発建設部
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成と周知	⑦	平成 29 年度から実施	17 市町村 帯広開発建設部
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるごとまちごとハザードマップの整備と周知	⑦	平成 29 年度から実施	17 市町村 帯広開発建設部
各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において住民等に周知	①③	平成 29 年度から実施	8 市町 十勝総合振興局 帯広開発建設部
避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）について、避難判断基準を盛り込み、住民や水防団等を含めた関係機関と連携した訓練の実施を通じ、精度向上を実施	④⑧⑯	平成 28 年度から実施	17 市町村 十勝総合振興局 釧路地方気象台 帯広開発建設部 警察
各構成員の出水時等の情報共有体制を確実なものとするため、情報伝達訓練を実施		平成 30 年度から実施	19 市町村 十勝総合振興局 釧路地方気象台 帯広開発建設部

			警察 自衛隊 消防 N H K J R 北海道電力(株) 電源開発(株)
十勝川等の洪水の特徴を踏まえた、啓発資料の作成と防災教育の実施	①③	平成 28 年度から 実施	16 市町村 十勝総合振興局 釧路地方気象台 帯広開発建設部
地域住民と協働した地域防災力向上の取組を推進	②	平成 28 年度から 実施	18 市町村 十勝総合振興局 釧路地方気象台 帯広開発建設部 警察 消防
関係機関の職員及び住民を対象とした水防災に関する講習会の開催	①③	平成 28 年度から 実施	18 市町村 十勝総合振興局 釧路地方気象台 帯広開発建設部 消防 電源開発(株)
住民の水防災意識再構築のため、広報誌や各機関のホームページを通じ十勝川での洪水の歴史や恐ろしさを周知する広報の充実	①③	平成 28 年度から 実施	16 市町村 釧路地方気象台 帯広開発建設部 警察 北海道電力(株) 電源開発(株)
利水ダムの状況をリアルタイムで共有及びダムからの様々な放流量でも臨機に対応できるよう洪水予測システムの改良を実施し、関係機関へ周知	⑨	平成 28 年度から 実施	十勝総合振興局 帯広開発建設部 北海道電力(株) 電源開発(株)

2) 人的被害をなくすため、主体的な避難行動を促す緊急時の防災情報を共有する取組
防災情報伝達体制の不十分により受け手側の住民が的確な避難行動を起こさない懸念があること等から、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項			
洪水時における河川管理者からの情報提供（ホットラインの構築）	⑧⑬⑯	平成 28 年度から実施	十勝総合振興局 帯広開発建設部
越水等の切迫度が首長や住民等に伝わる洪水予報伝文への改良を行う	⑯	平成 28 年度	釧路地方気象台 帯広開発建設部
危機管理型水位計による水位情報の提供	⑧⑬⑭⑯	平成 30 年度から実施	十勝総合振興局 帯広開発建設部
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、多様な手法を用いたリアルタイム情報の提供	⑥	平成 28 年度から実施	8 市町村 帯広開発建設部 NHK
洪水予報、避難勧告等をプッシュ型で情報発信	⑥	平成 28 年度から実施	17 市町村 帯広開発建設部 NHK
市町村水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画の作成	⑤⑧⑪⑫ ⑬⑭⑮⑯	平成 28 年度から実施	19 市町村 十勝総合振興局 釧路地方気象台 帯広開発建設部 警察 消防
気象情報発信時の「危険度」や「警報級の現象」の表示の改善	⑥	平成 29 年度から実施	釧路地方気象台 電源開発(株)
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた避難場所・方法の見直し	②⑧	平成 28 年度から実施	18 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部
避難行動要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難場所等の確保・訓練等に関する取組を促進	②	平成 28 年度から実施	17 市町村 十勝総合振興局 釧路地方気象台 帯広開発建設部 警察

	円滑な避難・氾濫後の復旧のため、道路管理者との連携	(23)(24)(25)(26)	平成 28 年度から実施 18 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部 警察 消防 電源開発(株)

3) 長時間かつ広範囲におよぶ浸水による社会経済被害を軽減する水防・復旧活動の取組
水防団員の不足に加え、水防団等との連携や水防資機材の不足、氾濫が起きた際の迅速な排水作業が行えない等の懸念があるため、社会経済活動の早期復旧に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項			
(新たな重要水防箇所評定基準に基づき) 毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	(29)	引き続き定期的に実施	18 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部
迅速な水防活動を支援するため、災害事例等の検証を行い、計画的な水防資機材の充実を図るとともに、各機関で情報を共有し貸し出し等が円滑に実施できるよう検討を実施	(21)	平成 28 年度から実施	18 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部 警察 自衛隊 消防
関係機関が連携した水防訓練を継続実施	(20)	引き続き定期的に実施	19 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部 警察 自衛隊 消防
水防団、ダム、拠点施設等への連絡体制の再確認と情報伝達訓練の実施	(6)(9)(10)(12) (15)(16)(17)(22) (23)(24)(25)(26)	引き続き定期的に実施	19 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部 警察 自衛隊 消防

			NHK J R 北海道電力(株) 電源開発(株)
	市町村の広報誌やホームページを活用し、水防団員の募集を図るとともに、水防組織の維持・拡充に向けた取組を推進	⑩	平成 28 年度から実施 18 市町村
	自主防災組織の育成	②	平成 28 年度から実施 18 市町村 帯広開発建設部 北海道電力(株)
	被害発生時における、関係機関が発信する被害情報等の共有体制の構築と効果的な救助活動の実施	㉗	平成 30 年度から実施 19 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部 警察 自衛隊 消防
■氾濫水の排水、施設運用等に関する取り組み			
	訓練を通じ、排水ポンプ車等の災対車の出動要請及び自衛隊災害派遣ほか災害出動に係る関係機関との調整方法について確認	⑯	平成 28 年度から実施 18 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部 消防
	関係機関と連携する場を設け、想定最大規模の洪水を想定した排水計画を作成	⑯⑰	平成 30 年度から実施 18 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部
	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた災害時拠点施設等の耐水化を促進	㉓	平成 28 年度から実施 6 町
	水門、樋門等の施設運用について、出水時の確実な対応ができるよう体制の強化を推進	㉙	平成 28 年度から実施 帯広開発建設部

■拠点施設等の自衛水防の推進に関する事項			
浸水想定区域内の拠点施設(病院、要配慮者利用施設、変電所、大規模工場、JR 等)に対するリスクの事前説明、適切な情報提供	(24)(25)(26)	平成 28 年度から 実施	17 市町村 帯広開発建設部

9. フォローアップ

各関係機関の取組については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、協議会を毎年開催し、取組の状況を確認し必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。(本協議会規約第3条第3項)

現状の水害リスク情報、取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	帯広開発建設部	釧路地方気象台	十勝総合振興局	帯広市	音更町	士幌町	新得町	清水町	芽室町	中札内村	池田町	幕別町	豊頃町	本別町	浦幌町
洪水における情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を気象台と共同で実施している。 ・切迫度が伝わる洪水予報への改良を実施している。 ・重大災害が発生の恐れがある場合には、帯広開発建設部から市町村長に情報伝達（ホットライン）をしている。 ・避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を、開発建設部と共同で実施している。 ・切迫度が伝わる洪水予報への改良を実施している。 ・気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、住民の避難等に必要な水位情報を提供できていないことから、危機管理型水位計設置計画を検討・調整し、順次整備を実施している。 ・5日までの「警報級の可能性」を提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川について、避難勧告を実施している。 ・水位周知河川について、重大災害の発生のおそれがある場合には、十勝建設部から市町村長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。 ・水位周知河川以外の河川では、住民の避難等に必要な水位情報を提供できていないことから、危機管理型水位計設置計画を検討・調整し、順次整備を実施している。 ・避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）の作成を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令 ・避難勧告などの避難情報を緊急速報メールにて提供することとしている。 ・関係機関からの情報もとに、早い段階での避難勧告等の発令を行う。 ・災害発生時の職員初動マニュアルを作成し、避難勧告等の判断基準や伝達方法などを定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令 ・同上マニュアルにより災害無線・車両により広報活動を実施する。 ・気象警報などを登録メールにて伝達している。 ・気象警報などを登録メール、Facebookにて伝達している。 ・避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の大部分が浸水エリアとなっている事から、早めの避難指示を心掛けている。 									
水害リスク情報	・洪水浸水想定区域図を公表し、市町村長に通知している。	・避難勧告等の発令に着目した河川水位等の情報を関係機関に通知している。	・浸水想定区域図を公表し、各流域の市町村長に通知している。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難場所等を記した地図（おひひろ防災ガイド）を作成し、市内全戸に配布するとともに、市HPにおいて公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしと防災ガイドブックを作成し全戸に配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成中 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、町内戸内に配布、ホームページに掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、町内戸内に配布するとともに、町HPにおいて公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し戸内配布、転入者に配布、ホームページに掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し戸内配布、転入者に配布、ホームページに掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し戸内配布、転入者に配布、ホームページに掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し戸内配布、転入者に配布、ホームページに掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町域防災計画に明記し、HPで公表している。 		
避難場所・避難経路															
住民等への情報伝達の体制や方法	・河川水位、洪水予報及びライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。	・気象警報・注意報及び洪水予報等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。	・雨量・河川水位・ダムの情報を「川の防災情報」ホームページやテレビを通じて伝達している。	<ul style="list-style-type: none"> ・市HPやフェイスブックにより、気象情報や道路冠水などの情報提供を実施している。また、避難情報を緊急速報メールにて提供することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Jラートを利用し広報をするほかに、広報車を利用した広報や町内会や自主防災組織を通じ情報提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制メールの運用 ・登録制メールを導入している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報は、広報車などにより伝達する。 ・Jラートを利用し広報するほか、防災行政無線、登録制メール、登録制電話、登録制FAXを整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外放送ややむる安心メール、町HP（Facebook）などを活用して伝達。 ・また、避難情報を緊急速報メールにて提供することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上マニュアルにより防災無線・車両により広報活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車による伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・独自メール（登録制の防災情報メール）の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線及び広報車による伝達 			
避難勧告等の発令基準	・重大災害が発生の恐れがある場合には、帯広開発建設部から市町村長に情報伝達（ホットライン）をしている。	・各市町村が行う避難勧告等の発令基準等の策定や見直しについて、支援を行っている。	・各市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成している。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 		
避難誘導体制				<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、消防職員、警察が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、消防団員、消防員、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、消防団員、消防員、水防団が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、消防団員、消防員、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、消防団員、消防員、水防団が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、消防団員、消防員、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、消防団員、消防員、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、消防団員、消防員、水防団が実施する。 		

現状の水害リスク情報、取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	上士幌町	鹿追町	更別村	大樹町	広尾町	足寄町	陸別町	北海道警察釧路方面本部・各警察署	陸上自衛隊第5旅団	とかち広域消防局	日本放送協会帯広放送局	北海道旅客鉄道株式会社釧路支社	北海道電力株式会社新得水力センター	電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令 ・関係機関からの情報をもとに、早い段階での避難勧告等の発令を行う。 ・災害発生時の職員初動マニュアルを作成し、避難勧告の伝達などを定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令 ・道路冠水等、道路の通行止めなどの情報を防災行政無線で随時周知。同時にホームページを更新。 ・河川水位等により避難情報を発令 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令。 		<ul style="list-style-type: none"> ・気象台による洪水予報を発表を受けて実施 ・気象警報・注意報の発表により、現象ごとに警戒（注意）すべき地域、期間、などの見込みについて周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川詳報については、インターネット等を活用して現在情報を入手している。 ・緊急な場合は、関係自治体へ状況確認し、情報を入手している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ダム地点での洪水到達時に自治体等へ放流速報を通知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム操作規程に定められている機関に対して、ダム状況等を連絡している。
水害リスク情報			<ul style="list-style-type: none"> ・今年度に防災マップを作成し、全戸配布を予定している。 			<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、町内全戸に配布するとともに、町HPにおいて公表している。 H30更新予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し全戸配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の洪水浸水予想区域図等について情報共有を図っている。 						
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ガイドマップを全戸配布し、防災マップの中での避難場所を周知しているが、避難経路は指定していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災のしおりを全戸配布し、防災マップの中で避難場所及び避難場所を周知しているが、内容も変化しているためH30年度に防災ハザードマップ作成を予定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村地域防災計画に基づき、防災のしおりを作成し、全戸配布し周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所は、地域防災計画及び広報紙で周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所については、町域防災計画及び防災ハザードマップにより周知している。またHPでも公表している。 H30更新予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。 			<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の避難場所・避難経路について情報共有を図っている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急な場合は、関係自治体のHPの確認及び直接関係自治体へ状況確認し、情報を入手している。 		
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報は、広報車などにより伝達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線及び広報車による伝達・エアメールやHPでの情報配信。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全戸に設置している防災無線により周知及び市街地においては屋外放送により伝達。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページにより周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線及び広報車による伝達H30戸別受信機を全戸設置 ・緊急速報メールによる伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線及び広報車による伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の発令した避難勧告等に基づき、対象住民へ消防車両等により避難情報の伝達を行なう。 		<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報・注意報及び洪水予報等の情報については、発表がありしない、テレビ、ラジオ、ホームページなどを通じてお知らせしている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月より川の防災情報にダム水位等を掲載している。 	
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁、帯広測候所の注意報・警報及び河川管理者からの洪水予報に基づき、避難勧告等の発令を判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づく 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が行う避難勧告等の発令について、情報共有と必要な助言をしている。 						
避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画及び職員初動マニュアルに基づき、町職員、消防職員、団員、警察官が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、村地域防災計画に基づき村職員、消防職員、消防団員、団員、警察官が実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画で、町職員、消防職員、消防団員、団員、警察官が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、消防署、消防団（水防団）及び警察官等が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、消防署、消防団（水防団）及び警察官等が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、消防署、消防団（水防団）及び警察官等が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村、消防等の防災関係機関と連携し避難誘導を実施している。 						

②水防に関する事項

項目	帯広開発建設部	釧路地方気象台	十勝総合振興局	帯広市	音更町	士幌町	新得町	清水町	芽室町	中札内村	池田町	幕別町	豊頃町	本別町	浦幌町
河川巡視	・平時に水防活動の効率化を図るために、住民・関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には水防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水期前の定期点検のほか、異常時点検として出水中及び出水後に河川巡視を随時実施する。 ・基準観測所の水位に応じて水防警報を発表している。	・国、道、市は、水防上警戒を要すれど河川監視を隨時実施する。 ・出水時には消防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・平時に水防活動の効率化を図るために、住民・関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には消防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・平時に水防活動の効率化を図るために、住民・関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には河川巡視を実施している。	・平時に水防活動の効率化を図るために、住民・関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には河川巡視を実施している。	・平時に水防活動の効率化を図るために、住民・関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には河川巡視を実施している。	・平時に水防活動の効率化を図るために、住民・関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には河川巡視を実施している。	・大雨時（出水時）についても、消防団員が水害リスクの高い箇所やその他の河川を巡回している。	・出水時には消防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水時には消防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水時には消防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水時には消防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水時には消防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水時には消防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
水防資機材の配備状況	・水防資機材は各関係機関で事務所・水防拠点等に保有している。 ・災害対策用機械を保有している。	・水防資機材を備蓄倉庫に保有している。	・水防資機材を備蓄倉庫等に保有している。	・水防資機材は消防署及び車両センターに保有している。	・水防資機材は水防倉庫（モーターブール共同作業倉庫）に保有している。	・水防資機材は水防倉庫等に保有している。	・水防資機材は水防倉庫等に保有している。	・水防資機材は水防倉庫等に保有している。	・水防資機材は水防倉庫等に保有している。	・水防資機材は水防倉庫等に保有している。	・水防資機材は水防倉庫等に保有している。	・水防資機材は水防倉庫等に保有している。	・水防資機材は水防倉庫等に保有している。	・水防資機材は水防倉庫等に保有している。	
水防活動の実体制	・水防技術の向上に向けた講習会等を関係機関と連携し、実施している。	・関係機関との情報交換を行っている。	・市の水防活動にについては、水防計画や地域防災計画において定めている。 ・自主防災組織の育成。	・災害発生時に地域で相互に協力できるよう、防災訓練を実施	・水防計画に基づいた水防活動の実施 ・自主防災組織の育成	・地域防災計画に基づき関係機関と協力し合う。	・災害発生時に地域で相互に協力できるよう、水防団において訓練を実施	・自主防災組織の育成	・自主防災組織の育成	・自主防災組織の育成	・自主防災組織の育成	・自主防災組織の育成	・災害発生時に地域で相互に協力できるよう、防災訓練を実施	・自主防災組織の育成	・自主防災組織の育成
その他			・関係団体や民間企業と防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	帯広開発建設部	釧路地方気象台	十勝総合振興局	帯広市	音更町	士幌町	新得町	清水町	芽室町	中札内村	池田町	幕別町	豊頃町	本別町	浦幌町
排水施設、排水資機材の操作・運用	・水防体制強化のため、水防資機材を活用し、関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・樋門の操作点検を出水期前に実施している。 ・排水機場による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。 ・水防資機材は事務所・水防拠点等に保管しており、非常時ににおいては水防団体等へ貸し出しが可能である。	・防潮水門は関係市町村との協定により操作要領を定めて運用を行っている。 ・保有する資機材は、非常時ににおいては水防団体等への貸し出しが可能である。 ・樋門、樋管の自動化の運用をはじめている。 ・排水機場の操作点検を出水期前に実施している。	・内水氾濫の際に、帯広開発建設部の排水ポンプの出動を要請することとしている。	・水防体制強化のため、水防資機材を活用し、関係機関と連携した水防訓練を実施している。						・消防団を中心に訓練を実施している。		・樋門の操作点検を出水期前に実施している。	・雨水排水ポンプの操作点検を実施している。		・樋門、樋管及び救急排水施設の管理・点検を実施している。
既存ダムにおける洪水調節の現状	・ダム流域内総雨量とダム流入量が基準に達した場合、洪水警戒体制に入り、ダム下流の関係機関に対して「洪水警戒体制」を通知している。 ・非常に洪水中流放流前にダム下流において、警報局のサインラン及び警報車による巡回を行っている。	・ダム操作情報の通知を受理した際、速やかに関係防災機関へ通知をしている。													

別紙1

②水防に関する事項

項目	上士幌町	鹿追町	更別村	大樹町	広尾町	足寄町	陸別町	北海道警察釧路方面本部・各警察署	陸上自衛隊第5旅団	とかち広域消防局	日本放送協会帯広放送局	北海道旅客鉄道株式会社釧路支社	北海道電力株式会社新得水力センター	電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所
河川巡視	・出水時には河川管理者が河川巡視を実施している。 ・出水時及び大雨時には町職員と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・大雨時村職員が巡視している。	・出水時に、消防、河川管理者により実施	・水防管理者が、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視している。	・大雨時には町職員と河川管理者が河川巡視を実施している。	・出水時には河川管理者が河川巡視を実施している。	・平素から水害リスクの高い箇所を把握し、パトロールを実施している。			・気象台、開発局の警報等を基に、出水時危険区域を中心河川巡視を実施する。		・必要の都度、関係係員による橋梁の巡視及び監視を行っている。	・ダム放流開始時や洪水時に河川パトロールを実施している。	・ダム操作規程に定められた時期及び区間のパトロールを実施している。
水防資機材の配備状況	・水防資機材は備蓄倉庫等に保有している。	・水防資機材は役場倉庫等に保有している。	・水防資機材は消防倉庫に備蓄している。	・水防資機材は、水防資機材は防災倉庫の他、消防署及び車両センターに保有している。 ・救助活動に使用するボートを防災	・水防資機材は備蓄倉庫等に保有している。	・水防資機材は備蓄倉庫等に保有している。	・災害対策資機材を方面本部・各警察署に保有している。	・救助資機材を帯広・鹿追駐屯地に保管	・市町村と連携した資機材の配備を図る。			・ダム、発電所の油漏れ事故に備え、オイルフェンスを常備している。	・水防資機材は事務所・各ダム等に保有している。	
水防活動の実施体制	・地域防災計画に基づき関係機関と協力し行う。	・地域防災計画に基づき関係機関と協力し行う。	・地域防災計画に基づき関係機関と協力し行う。	・地域防災計画に基づき関係機関と協力し行う	・町の水防活動について、水防計画や地域防災計画において定めてい。	・水防計画に基づいた水防活動の実施	・地域防災計画に基づき関係機関と協力し行う。	・関係機関と連携した訓練の実施、参加している。	・救助資機材の使用要領の習熟のための定期的な訓練の実施 ・市町村等が実施する水防訓練に参加(H29釧路川水防演習、H29北海道防災訓練、H27池田水防訓練に参加)	・関係機関主催の講習会への参加により水防技術習得に取り組んでいる。		・ダム、発電所の事故を想定した下流パトロール訓練を実施している。(1回/年)	・各自治体で定めている防災計画等に協力している。	
その他	・関係団体や民間企業と防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。		・防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・関係団体や民間企業と防災に関する協定を締結している。							

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	上士幌町	鹿追町	更別村	大樹町	広尾町	足寄町	陸別町	北海道警察釧路方面本部・各警察署	陸上自衛隊第5旅団	とかち広域消防局	日本放送協会帯広放送局	北海道旅客鉄道株式会社釧路支社	北海道電力株式会社新得水力センター	電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所
排水施設、排水資機材の操作・運用	・疊門の操作点検を実施している。			・疊門の点検を定期的に実施している		・疊門、樋管及び救急排水施設の管理・点検を実施している。 ・排水ポンプは帯広開発建設部に出動を要請する他、建設業協会に手配を依頼する。								
既存ダムにおける洪水調節の現状						・ダム操作情報の通知を受理した際、速やかに関係防災機関へ通知をしている。						・洪水調節を行うダムは無いが、ダム地点での洪水到達時に自治体等へ放流速報を通知。	・糠平ダムでは、平成29年9月より、ダム放流中に台風がある位置に達し、相当の降雨が予想された場合、ダム水位を低下させ、貯水容量を確保し、放流量を低減する操作を実施している。その他のダムは洪水調整の機能はない。	

(4)河川管理施設等の整備に関する事項

項目	帯広開発建設部	釧路地方気象台	十勝総合振興局	帯広市	音更町	士幌町	新得町	清水町	芽室町	中札内村	池田町	幕別町	豊頃町	本別町	浦幌町
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に満たない堤防に対して、整備を実施している。 ・流下能力が不足している河道に対して、断面を確保するため、河道掘削を推進している。 ・平成28年8月洪水で被害を受けた河川を中心にして、「ハード・ソフト」が一体となった緊急的な治水対策「北海道緊急治水対策プロジェクト」を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ・流下能力が不足している河道に対して、流下断面を確保するための河道掘削や伐開、堤防整備を実施している。 ・「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を実施。再度の氾濫発生の危険性箇所の河道掘削を行う。 ・平成28年8月洪水で被害を受けた河川を中心にして、「ハード・ソフト」が一体となった緊急的な治水対策「北海道緊急治水対策プロジェクト」を実施。 												
出水状況把握のための整備			<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所への簡易水位計、CCTVカメラの整備を実施している。 												

④河川管理施設等の整備に関する事項

項目	上士幌町	鹿追町	更別村	大樹町	広尾町	足寄町	陸別町	北海道警察釧路方面本部・各警察署	陸上自衛隊第5旅団	とかち広域消防局	日本放送協会 帯広放送局	北海道旅客鉄道 株式会社釧路支社	北海道電力 株式会社 新得水力センター	電源開発株式会社 東日本支店上士幌 電力所
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備状況														
出水状況把握のための整備												・上流ダムの監視 カメラの画素数を 向上するなど、監 視カメラの更新を 予定。 (H30年度予定)		

項目、事項、内容	課題の 対応	帯広開発建設部		釧路地方気象台		十勝総合振興局		帯広市		音更町		士幌町		新得町		清水町	
		業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
1. ハード対策																	
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策																	
堤防整備 河道掘削 ※北海道緊急治水対策プロジェクト	⑤	・堤防整備、河道掘削を実施	～平成32年度					・復防整備、河道掘削、河畔林伐開を実施	～平成32年度								
■危機管理型ハード対策																	
堤防災害の保護 堤防工法の構造	⑥	・天端舗装や法尻補強等の施設整備を行う	～平成32年度					・堤防天端の保護	～平成32年度								
危機管理型水位計の設置	⑦	・危険箇所に水位計の設置を行う	～平成30年度					・危機管理型水位計の整備	～平成32年度								
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																	
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供システム構築	⑥⑧	・スマートフォンを活用した情報発信を実施	平成28年度～ 毎次実施					・中小河川における水位計の設置	平成29年度～								
洪水予報等をブッシュ型で情報発信するためのシステム構築	⑨	・ブッシュ型の洪水予報等の情報発信を実施	平成29年度														
防災行政無線の改良、スピーカーの性能向上、防災ラジオ配付などの防災情報伝達基盤の整備	⑩⑪							・水防警報発表に関してFAX以外の伝達方法を検討	平成28年度～							・FAX等を用いた周知方法の再検討を実施。	平成28年度～ アラート式防災行政無線からデジタル式に更新を認むとともに、戸別受信機の整備を行
橋門・積荷等の施設の確実な運用体制を確保するため、自動化を頻次整備	⑫	・優先的に整備する対象施設を抽出し、頻次整備を実施	～平成32年度					・橋門積荷等の新設、改築時に、必要に応じて頻次整備を実施	～平成32年度								平成29年度～ 平成31年度
下流河川の安全に資するため、操作規則の見直し・運用	⑬⑭																
2. 共持可能な地域防災力向上を図るため、平常時からの避難体制を確立する取組																	
■町中の住民への周知・教育・訓練に関する取組																	
想定最大規模の浸水想定区域図の作成・公表	①	・想定最大規模の浸水想定区域図を作成・公表	平成28年度					・想定最大規模の浸水想定区域図を作成・公表	平成29年度～								
想定最大規模の洪水による浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成と周知	②	・市町村のハザードマップ等の作成支援を行う	平成29年度～					・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が公表された後、ハザードマップの作成に取りかかる予定	平成29年度～								
想定最大規模の洪水による浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成と周知	③	・市町村のまるごとハザードマップ等の整備支援を行う	平成29年度～					・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が公表された段階で作成と周知の予定	平成29年度～								
各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において住民等に周知	④⑤⑥	・浸水実績に関する情報を、当該市町村へ共有するなどの支援を実施	平成29年度～					・浸水実績を記載した資料を作成し、周知を図る	平成29年度～								
避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)について、避難行動基準を盛り込み、住民や防水袋等を含めた関係機関に連携した訓練の実績を踏まえ、精度向上を実施	⑦⑧⑨	・避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上を検討	平成28年度～ 毎次実施					・必要な防災気象情報等の提供・避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画	平成28年度～ 毎次実施								
各構成員の出水時等の情報共有体制を確実なものとするため、情報伝達訓練を実施	⑩⑪⑫⑬	・出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～ 毎次実施					・出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～ 毎次実施								
十勝川等の洪水の特徴を踏まえた、啓発資料の作成と防災教育の実施	⑪⑫	・教育素材を作成し、防災教育の支援・実施をしていく	平成28年度～ 毎次実施					・関係機関と協力して対応する	平成28年度～ 毎次実施								
地域住民と協働した地域防災力向上の取組を推進	⑬	・河川協力団体等と連携し高校生への防災教育や避難訓練等を実施する情報提供システムの周知を実施	平成28年度～ 毎次実施					・河川協力団体等と連携し、効果的な対応を検討する	平成28年度～ 毎次実施								
関係機関の職員及び住民を対象とした防災に関する講習会の開催	⑭⑮	・関係機関と連携し、講習会を実施	平成29年度～ 毎次実施					・避難時の中防災に連携し、効果的な対応を検討する	平成29年度～ 毎次実施								
住民の水防意識調査のため、広報誌や各種機関のホームページを通じ十勝川での洪水の歴史や恐さを知る広報の充実	⑯⑰	・HP等を活用した情報提供により広報の充実を図る	平成28年度～ 毎次実施					・関係機関と連携し、効果的な対応を検討する	平成28年度～ 毎次実施								
利水ダムの状況をリアルタイムで共有及びダムからの様々な放流量でも階級に対応できるよう洪水予測システムの改良を実施し、関係機関に周知	⑯	・警戒体制に入った場合、下流関係者へ連絡	引き続き 実施					・ダム漏水によるリスク評価を実施し、利水水頭を経由する放流量を用いて階級に対応できるよう洪水予測システムの改良を実施	平成29年度～								
		・ダムからの様々な放流量でも階級に対応できるよう洪水予測システムの改良を実施	平成29年度														
		・既存システム(川の防災情報)を活用し、利水ダムの状況をリアルタイムで情報提供できるよう調整を実施	平成28年度～ 平成29年度														

項目、事項、内容	課題の対応	芦室町		中札内村		池田町		幕別町		豊頃町		本別町		浦幌町	
		業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
1. ハード対策															
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策															
堤防整備 河川規制 ※北海道緊急治水対策プロジェクト	②														
■危機管理型ハード対策															
堤防天端の保護 堤防法尻の補強	②														
危機管理型水位計の設置	③														
■避難行動・水防活動・排水活動に資する基盤等の整備															
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供のシステム構築	⑥⑧														
洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築	⑥														
防災行政無線の改良、スピーカーの性能向上、防災ラジオ配付などの防災情報伝達基盤の整備	⑥⑩	・同報系防災行政無線を整備し、戸別端末を設置する。	平成28年度～	防災行政無線のアナログをデジタル化して実施済	～平成29年度	・同報無線の導入検討	平成28年度～	・幕別地区的防災無線の導入検討	平成28年度～						
穂門・植賀の両設の確実な運用体制を確保するため、自動化を順次整備	④														
下流河川の安全に資するための、操作規則の見直し・運用	⑨⑩														
2. 特定可能な地域防災力向上を図るため、平常時からの避難体制を強化する取組															
■消防からの住民への用意・教習・訓練に関する取組															
想定最大規模を含めた浸水想定区域図・浸水シミュレーション(浸水マップ)の作成と周知	⑦														
想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成と周知	⑦	・想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で作成と周知	平成29年度～	・想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図に基づき洪水ハザードマップを作成と周知	平成29年度	・想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で作成と周知	平成30年度	・想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で作成と周知	平成29年度～	・想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で作成と周知	平成28年度～	・想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で作成と周知	平成30年度～	・想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で作成と周知	平成29年度
想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成と周知	⑦	・開係機関と協力して、まるごとまるごとハザードマップ整備に向けた資料収集を行う	平成28年度～	・想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図に基づき洪水ハザードマップを作成と周知	平成29年度	・想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で整備と周知の予定	平成29年度～	・想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で整備と周知の予定	平成30年度～	・想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で整備と周知の予定	平成28年度～	・想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で整備と周知の予定	平成30年度～	・想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で整備と周知の予定	平成29年度
各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において住民等に周知	①③	・浸水実績を記載した資料を作成し、周知を図る	平成30年度～												
避難行動に着目した防災行動計画(タイムライン)について、避難行動基準を踏み込み、関係機関と連携した訓練の実施を通じ、精度向上を実現	⑤⑥⑧	・避難訓練等の実施 ・避難行動に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画	平成29年度～ 順次実施	・避難訓練等の実施 ・避難行動に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画	平成29年度～ 順次実施	・避難訓練等の実施 ・避難行動に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画	平成28年度～ 順次実施	・避難訓練等の実施 ・避難行動に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画	平成28年度～ 順次実施	・避難訓練等の実施 ・避難行動に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画	平成29年度～ 順次実施	・避難訓練等の実施 ・避難行動に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画	平成30年度～	・避難訓練等の実施 ・避難行動に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画	平成30年度～
各構成員の出水時等の情報共有体制を確実なものとするため、情報伝達訓練を実施	⑥⑦⑧⑨⑩	・出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～ 順次実施	・出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～ 順次実施	・出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～ 順次実施	・出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～ 順次実施	・出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～ 順次実施	・出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～ 順次実施	・出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～ 順次実施
十勝川等の洪水の特徴を踏まえた啓発資料の作成と防災教育の実施	①③	・町内向け講習会を活用して洪水災害について説明する	引き続き実施	・十勝川千代田実験水路見学会実施(対象:小学生、基本防災組織代表等)	平成30～ (関係団体と協議必要)	・自主防災組織等による研修会を活用し説明を行う	平成28年度～ 順次実施	・新たな情報があれば、住民を対象にした出前講座で周知を図る	平成28年度～ 順次実施	・自主防災組織や学生等を対象とした防災教育を取り組んでいく	平成29年度～ 順次実施	・専門の講師を招き、浸水対応について検討を進める	平成30年度～	・関係機関と連携し、実施に向けて検討を進めること	平成28年度～ 順次実施
地域住民と協働した地域防災力向上の取組を推進	②	・住民と連携した防災訓練の実施に向けた取組を推進する	平成29年度～ 順次実施	・自主防災組織の組織化拡大	平成28年度～ 順次実施	・自主防災組織の設立や活動支援を行なう	平成28年度～ 順次実施	・自主防災組織の設立に向けた支援を行なう	平成28年度～ 順次実施	・地域自主防災組織の育成・強化	平成28年度～ 順次実施	・自主防災組織の体制強化を図るために避難訓練及び研修会を実施	平成28年度～ 順次実施	・自主防災組織の設立や活動支援を行なう	平成28年度～ 順次実施
関係機関の職員及び住民を対象とした水防災に関する講習会の整備	①③	・町内報紙から出前講座などを活用して、事業の意味や、発令内容による身の危険度などを周知 ・貴重な動物などの避難所での取り扱い等を周知	引き続き実施	・関係機関が行う水防講習会に参加	平成28年度～ 順次実施	・関係機関が行う水防講習会に参加	平成28年度～ 順次実施	・関係機関が行う水防講習会に参加 ・緊急連絡メール配信訓練の実施	平成28年度～ 順次実施	・関係機関が行う水防講習会に参加	平成28年度～ 順次実施	・関係機関が行う水防講習会に参加	平成28年度～ 順次実施	・関係機関が行う水防講習会に参加	平成28年度～ 順次実施
住民の防災意識を高めることのため、広報誌や各機関のホームページを通じ十勝川等の洪水の歴史や恐らしさを周知する広報の充実	①③	・関係機関と協力して対応する	平成28年度～ 順次実施	・広報紙を活用した水書等の対策周知	平成28年度～ 順次実施	・HP等を通じた広報の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・HPや広報紙等を通じて広報の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・ホームページ等により広報の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・広報紙等で「避難準備情報」を今井町内外など、洪水テーマにした特集を図る	平成30年度～	・HP等を通じた広報の充実を図る	平成28年度～ 順次実施
利水ダムの状況をリアルタイムで共有及びダムからの様々な放流量でも定期的にあらわすよう洪水予測システムの改良を実施し、関係機関へ周知	⑨														

項目、事項、内容	課題の対応	上士幌町		鹿追町		更別村		大樹町		広尾町		足寄町		勝別町	
		業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
1. ハード対策															
■洪水を河川内で安全に流す対策															
消防移動 河道規制	⑧														
■危機管理型ハード対策															
堤防天端の保護 堤防法度の補強	⑧														
危機管理型水位計の設置	⑧														
■避難行動・水防活動・排水活動に資する基盤等の整備															
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供のシステム構築	⑥														
洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築	⑥														
防災行政無線の改良、スピーカーの性能向上、防災ラジオ配付などの防災情報収集基盤の整備	⑥⑦					-防災行政無線のアナログをデジタル化へ検討	平成30年度～			防災行政無線のデジタル化	～平成32年度			-防災行政無線のデジタル化へ検討	平成30年度～
現門・植管門の施設の確実な運用体制を確保するため、自動化を順次整備	⑨														
下流河川の安全に資するため、操作規則の見直し・運用	⑨⑩														
2. 特定可能な地域防災力向上を図るため、平常時からの避難体制を強化する取組															
■消防からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項															
想定最大規模を含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーションシミュレーション等氾濫想定区域の公表	⑦														
想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図に基づいたハイドロマップの作成と周知	⑦	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する。	平成30年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する。	平成30年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する。	平成30年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する。	平成29年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成と周知の予定	平成30年度	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成と周知の予定	平成30年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成と周知の予定	平成30年度～
想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図に基づいたハイドロマップの作成と周知	⑦	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する。	平成30年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する。	平成30年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する。	平成30年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する。	平成29年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成と周知の予定	平成30年度	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成と周知の予定	平成30年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成と周知の予定	平成30年度～
想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図に基づいたまごとまごとハサードマップの整備と周知	⑦	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する。	平成30年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、整備の必要性を検討する。	平成30年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、整備の必要性を検討する。	平成30年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、整備の必要性を検討する。	平成29年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、整備と周知の予定	平成30年度	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、整備と周知の予定	平成30年度～	-想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図が公表された段階で、整備と周知の予定	平成30年度～
各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において住民等に周知	①③														
避難行動に着目した防災行動計画(タイムライン)について、避難行動基準を踏み込み、関係機関と連携した訓練の実施を通じ、精度向上を実施	④⑤⑥⑧	-避難訓練等の実施 -避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画。	平成30年度～	-避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画。	平成30年度～	-避難訓練等の実施 -避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画。	平成29年度～	-避難訓練等の実施 -避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画。	平成30年度～	-避難訓練等の実施 -避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画。	平成30年度～	-避難訓練等の実施 -避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画。	平成30年度～	-避難訓練等の実施 -避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)の精度向上に参画。	平成30年度～
各構成員の出水状況等の情報共有体制を確実なものとするため、情報伝達訓練を実施	⑥⑦⑧⑨⑩	-出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～	-出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～	-出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～	-出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～	-出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～	-出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～	-出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～
十勝川の洪水の特徴を踏まえた啓発資料の作成と防災教育の実施	①③	-出前講座等により防災教育を実施	平成30年度～	-関係機関と連携し、実施に向け検討を進める	平成30年度～	-出前講座等により防災教育を実施	平成30年度～	-出前講座等により防災教育を実施	平成30年度～	-出水を想定し、関係機関と連携した情報伝達訓練を実施	平成30年度～	-専門の講師を招き、浸水書の対応について防災教育を実施	平成30年度～	-専門の講師を招き、浸水書の対応について防災教育を実施	平成30年度～
地域住民と協働した地域防災力向上の取組を推進	②	-自主防災組織の設立に向けた支援を行なう。	平成30年度～	-地域住民と連携した防災訓練の実施に向けた取組を推進する	平成30年度～	-住民と連携した防災訓練の実施に向けた取組を推進する	平成30年度～	-自主防災組織の設立・支援、設立に至らない地域への支援	平成30年度～	-自主防災組織の設立や活動支援を行なう。	平成30年度～	-自主防災組織の設立に向けた支援を行なう。	平成30年度～	-自主防災組織の設立に向けた支援を行なう。	平成30年度～
関係機関の職員及び住民を対象とした水防災に関する講習会の開催	①③	-関係機関が行う水防講習会に参加。	平成30年度～	-関係機関が行う水防講習会に参加	平成30年度～	-関係機関が行う水防講習会に参加	平成29年度～	-関係機関が行う水防講習会に参加	随時	-関係機関が行う水防講習会に参加	平成30年度～	-関係機関が行う水防講習会に参加	平成30年度～	-関係機関が行う水防講習会に参加	平成30年度～
住民の水害災害復興のため、広報誌や各機関のホームページを活用し水害等の情報提供をしていく。	①③	-広報誌を活用し水害等の情報提供をしていく。	平成30年度～	-HPや広報誌を活用し水害等の情報提供をしていく。	平成30年度～					-HP等を通じた広報の充実を図る	平成29年度～	-広報誌等を活用し水害等の情報提供をしていく。	平成30年度～	-広報誌等を活用し水害等の情報提供をしていく。	平成30年度～
利水ダムの状況をリアルタイムで共有及びダムからの様々な放流量でも定期的にあらわすよう洪水予測システムの改良を実施し、関係機関へ周知	⑨														

項目、事項、内容	課題の対応	北海道警察剣路方面本部・各警察署	陸上自衛隊第5旅団	とかち広域消防局	日本放送協会帯広放送局	北海道旅客鉄道株式会社剣路支社	北海道電力株式会社新得水力センター	電源開発株式会社東日本支店土岐電力所
	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
1. ハード対策								
■洪水を河川内で安全に流す対策								
堤防・移築 河道規制								
■危機管理型ハード対策								
堤防天端の保護 堤防法尻の補強								
危機管理型水位計の設置								
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備								
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、アーマーノンを活用したリアルタイム情報の提供のシステム構築								
洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築								
防災行動指標の改良、スピーカーの性能向上、防災ラジオ配付などの防災情報伝達基盤の整備								
現地・植栽管理の施設の確実な運用体制を確保するため、自動化を順次整備								
下流河川の安全に資するための、操作規則の見直し・運用								
2. 特定可能な地域防災力向上を図るため、平常時からの避難体制を強化する取組								
■沿岸からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組								
想定最大規模を含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表								
想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成と周知								
想定最大規模の洪水中に係る浸水想定区域図に基づいたまごとまごとハザードマップの整備と周知								
各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において住民等に周知								
避難動作に着目した防災行動計画(タイムライン)について、避難行動基準を盛り込み、関係機関と連携した訓練の実施を通じ、精度向上を実施								
各構成員の出水時等の情報共有体制を確実なものとするため、情報伝達訓練を実施								
十勝川等の洪水の特徴を踏まえた、啓発資料の作成と防災教育の実施								
地域住民と協働した地域防災力向上の取組を推進								
関係機関の職員及び住民を対象とした水防災に関する講習会の実施								
住民の消防災害復興のため、広報誌や各機関のホームページを活用して十勝川等の洪水の歴史や恐らしさを周知する広報の充実								
利水ダムの状況をリアルタイムで共有及びダムからの様々な放流水量でも監視に対応できるよう洪水予測システムの改良を実施し、関係機関へ周知								
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

項目、事項、内容	課題の 対応	常広開発建設部		創路地方気象台		十勝総合振興局		帯広市		音更町		土樺町		新得町		清水町		
		業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	
3. 人材効率化をなすため、主体的な運営行動を促す危機的障害情報を有する組織																		
■情報伝達、避難計画等に関する事項																		
洪水における川河管理からの情報提供(ホットラインの構築)	⑧⑬⑯	・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認	引き続き実施			・沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築	平成30年度～											
越水等の初迫度が首長や住民等に伝わる洪水予報文への改善を行う	⑯	・洪水予報文の改良を実施	平成28年度	・洪水予報文の改良を実施	平成28年度													
危機管理型水位計による危機箇所における水位情報の提供	③④⑥⑩	・危機箇所における水位情報をリアルタイムで情報提供	平成30年度～			・洪水時に避難のために河川水位などの現況把握が必要箇所の水位情報をリアルタイムで情報提供	平成30年度～											
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、多様な手法を用いたリアルタイム情報の提供	⑤	・スマートフォンを活用した情報発信を実施	平成28年度～ 継次実施			・フェイスブックや緊急連絡メールを活用した情報提供 ・防災協定を締結している地元Mジオ局を通じた災害時の情報提供	平成28年度～ 継次実施			・フェイスブックや緊急連絡メールを活用した情報提供	継次実施		・フェイスブックや緊急連絡メールを活用した情報提供	引き続き実施		・Facebookを活用した情報提供	平成30～ 継次実施	
洪水予報、避難勧告等をブッシュ型で情報発信	⑥	・ブッシュ型の洪水予報等の情報発信を実施	平成29年度～ ～平成30年度			・避難情報を緊急連絡メールにて配信	引き続き実施	・避難情報を緊急連絡メールにて配信	引き続き実施	・緊急連絡メールを活用した情報提供	引き続き実施	・避難情報を緊急連絡メールにて配信するなど、情報発信の充実に向けて取組を進めていく	引き続き実施	・登録メール・登録制電話・登録制FAXを活用し洪水予報等の迅速な情報発信を行ふ	引き続き実施	・登録メール・登録制電話・登録制FAXを活用し洪水予報等の迅速な情報発信を行ふ		
市町村水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画の作成	⑤⑥⑪⑫⑯⑯⑯	・各市町村が行う水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画作成や見直しがて、支援を行う	平成28年度～	・作成に必要な情報の提供および策定を支援	平成28年度～	・各市町村が行う水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画作成や見直しがて、支援を行う	平成28年度～	・水防計画について必要な見直しを行ふ。 ・災害対策部の整備・運営ニニアの作成及び組織の設立、避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成、避難所運営マニュアルの改訂及び訓練の実施	平成28年度～ ～平成29年度	・水防計画について必要な見直しを行ふ。 ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成28年度～ ～平成29年度	・現行水防計画は平成26年度改定されたものであるが、随時改訂を行う町外での堤防決壊等を想定した内容に見直しを実施していく。 ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の改訂・見直しにより改訂を行う。 ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成29年度～ ～平成30年度	・現行水防計画は平成26年度改定されたものであるが、随時改訂を行う町外での堤防決壊等を想定した内容に見直しを実施していく。 ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の改訂・見直しにより改訂を行う。 ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成29年度～ ～平成30年度	・現行水防計画は平成26年度改定されたものであるが、随時改訂を行う町外での堤防決壊等を想定した内容に見直しを実施していく。 ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の改訂・見直しにより改訂を行う。 ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成		
気象情報発信時の「危険度」や「警報級の現象」の表示の改善	⑥			・警報等における危険度の色分け表示 ・警報級の現象になる可能性のある情報提供 ・メッシュ情報の充実化	平成29年度～ ～平成30年度													
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域に基づいた避難場所・方法の見直しについて、支援を行う	②⑧	・各市町村が行う避難場所・方法の見直しについて、支援を行う	平成28年度～			・各市町村が行う避難場所・方法の見直しについて、支援を行う	平成29年度～	・ハザードマップの作成後、必要に応じて見直しを検討	平成29年度～ ～平成30年度	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域が公表された段階で見直しを検討する	平成28年度～ ～平成30年度	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域が新たな指定など、避難場所の充実を図っていく	平成28年度～ ～平成30年度	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域が新たな指定など、避難場所の充実を図っていく	平成29年度～ ～平成30年度			
避難行動を要慮する利用者に対する避難計画の作成、避難場所等の確保・訓練等に関する取組を促進	②	・各市町村が行う取組について、支援を行う	平成28年度～	・要配慮者を利用者施設管理における説明会など、要配慮者支援体制の構築への支援	平成28年度～	・各市町村が行う取組について、支援を行う	平成28年度～	・取組を促進する	平成28年度～ ～平成30年度	・担当課と調整し、要配慮者施設における訓練の実施を検討する	平成28年度～ ～平成30年度	・取組を促進する	平成28年度～ ～平成30年度	・取組を促進する	平成28年度～ ～平成30年度	・取組を促進する		
円満な避難・氾濫後の復旧のため、道路管理者との連携	⑦⑧⑨⑯	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ ～平成30年度			・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ ～平成30年度	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ ～平成30年度	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ ～平成30年度	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ ～平成30年度	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ ～平成30年度	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る		
4. 体制面における体制の強化・連携体制の活性化に関する取組																		
■小防活動の効率化及び供体体制の活性化に関する取組																		
(新たな重要水防箇所に既基盤に基づき)毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	⑨	・年出し水防前を基本に重要水防箇所の共同点検を行う ・備蓄体等を認証し、毎年重要水防箇所の見直しを行う ・危機箇所の情報提供を行なう	引き続き定期的に実施			・共同点検を実施する ・重要水防箇所の見直しを実施	引き続き定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き定期的に実施	・河川管理者との共同点検に参加する	引き続き定期的に実施	
迅速な水防活動を支援するため、災害情報等の発信を行い、計画的な水防資機材の充実化とともに、各市町で情報共有し直しし等に円滑・適切な避難を実現	⑩	・必要な場所・地域を検討し、水防資機材の整備を進めらる	平成28年度～ ～平成30年度			・引き続き、水防資機材の確保を図る	平成28年度～ ～平成30年度	・引き続き水防資機材の確保・充実を図る	平成28年度～ ～平成30年度	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ ～平成30年度	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ ～平成30年度	・必要があれば、水防資機材の充実を図る	平成28年度～ ～平成30年度	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ ～平成30年度	
関係機関に連携した水防訓練を継続実施	⑩	・関係機関と調整し、水防訓練の実施または参加をする	引き続き定期的に実施			・水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	
水防団・ダム・堤防施設等への連絡体制の再確認と情報伝達訓練の実施	⑥⑦⑧⑯⑯⑯⑯⑯⑯⑯	・関係機関と調整し、情報伝達訓練の実施または参加をする	引き続き定期的に実施			・河川被害等の情報共有の方法について検討を行なう ・情報伝達訓練に参加する	平成28年度～ ～平成30年度	・情報伝達訓練に参加する	平成28年度～ ～平成30年度	・連絡体制の構築、それにに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ ～平成30年度	・連絡体制の構築、それにに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ ～平成30年度	・連絡体制の構築、それにに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ ～平成30年度	・連絡体制の構築と整備を行なう	平成28年度～ ～平成30年度	
市町村の広報誌やホームページを活用し、水防団員の募集を図るとともに、水防組織の維持・拡充に向けた取組を推進	⑩							・消防団(水防団)への加入について、ボスター等による広報を行う	平成28年度～ ～平成30年度	・HPや広報誌での募集を検討する	平成28年度～ ～平成30年度	・消防団(水防団)への加入について、HP等を用いて広報を行う	平成28年度～ ～平成30年度	・水害発生時に出動する機動別消防団の拡充に向け、広報していく	平成28年度～ ～平成30年度	・町内の事業者の協力を得ながら、田舎の確固化に努める	平成28年度～ ～平成30年度	
自主防災組織の育成	②	・出前講座等を実施し、自主防災組織育成に向けた支援を実施	平成28年度～ ～平成30年度			・防災講座等を実施し、自主防災組織育成に向けた支援を実施する	平成28年度～ ～平成30年度	・育成のための方案を検討する	平成28年度～ ～平成30年度	・育成のための方案を検討する	平成28年度～ ～平成30年度	・育成のための方案を検討する	平成28年度～ ～平成30年度	・自主防災組織の設立に向けた財政的支援等を実施	平成28年度～ ～平成30年度	・自主防災組織の育成を図る	平成28年度～ ～平成30年度	
被災害時ににおける、係係機関が発信する被災情報等の共有体制の構築と効果的な救助活動の実施	②	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～			・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	
■雨水の排水、雨水運用等に関する取組																		
訓練を通じ、排水ポンプ等の災対応の出動要請及び自衛隊派遣請求は災害発生に係る緊密な連携方針について確認	⑯	・防災連絡協議会等を活用し、毎年体制を確認する ・各機関の操作訓練を継続的に実施	平成28年度～ ～平成30年度			・市町村からの要請に応じ、自衛隊災害派遣要請等他の機関の災害派遣に係る活動内容及び場所等の調整	平成28年度～ ～平成30年度	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ ～平成30年度	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ ～平成30年度	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ ～平成30年度	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ ～平成30年度	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ ～平成30年度	
関係機関に連携する場を設け、想定最大規模の洪水を想定した排水計画を作成	⑯⑯	・関係機関と共にして排水計画を作成	平成28年度～ ～平成30年度			・関係機関と共にして、排水計画を作成	平成28年度～ ～平成30年度	・関係機関と共にして、排水計画を作成	平成28年度～ ～平成30年度	・関係機関と共にして、排水計画を作成	平成28年度～ ～平成30年度	・関係機関と共にして、排水計画を作成	平成28年度～ ～平成30年度	・関係機関と共にして、排水計画を作成	平成28年度～ ～平成30年度	・関係機関と共にして、排水計画を作成	平成28年度～ ～平成30年度	
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域に基づいた災害対応基盤等の雨水を促進	⑯																	
水門、閘門等の排水運用について、出水時の対応がどのように実現されるかを確認	⑯	・排水の対応の実現を図るため、出水時の対応がどのように実現できるかを確認する	平成28年度～															
■重点施設等の雨水の排水、雨水運用等に関する取組																		
浸水想定区域内の被災施設(病院、要配慮者利用施設、豪雨、大雨規制区域等)に対するリスクの事前説明、適切な情報提供	⑯⑯⑯	・各施設等へリスク説明、情報提供体制の構築を行う	平成28年度～			・ハザードマップの作成の後、必要に応じて情報提供する	平成29年度～ ～平成30年度	・点検施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ ～平成30年度	・点検施設を選定の上、必要に応じて情報提供する	平成29年度～ ～平成30年度	・点検施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ ～平成30年度	・点検施設を選定の上、伝達する	平成29年度～ ～平成30年度	・点検施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ ～平成30年度	

項目、事項、内容	課題の対応	上土幌町	鹿追町	更別村	大樹町	広尾町	足寄町	陸別町
	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
③.人命救出をなすため、主体的・迅速行動を促す緊急時の防災情報を基に各支所取組								
■情報伝達、避難計画等に関する事項								
洪水時における河川管理者からの情報提供(ホットラインの構築)	③④⑤⑥							
降水等の切迫度が首長や住民等に伝わる洪水予報伝文への改良を行う	①							
危機管理型水位計による危険箇所における水位情報の提供	③④⑤⑥							
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供	⑥							
洪水予報、避難勧告等をブッシュ型で情報発信	⑥	緊急速報メールを活用した情報提供	引き続き実施	・避難情報は緊急速報メールにて配信	引き続き実施	・避難情報は緊急速報メールにて配信	引き続き実施	・防災情報メールを活用した情報提供実効性のある情報伝達手法の検討
市町村水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画の作成	⑤⑥⑦⑧⑨⑩	「水防計画等については、必要があれば見直しを実施していく。」 「避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成30年度～順次実施	・水防計画が古く、更新されていないか、見直しを模討	平成30年度～順次実施	・市地域防災計画や防災マニュアル(職員用)の作成、見直し	平成29年度～順次実施	・水防計画等については、必要があれば見直しを実施していく。
気象情報発信時の「危険度」や「警報級の現象」の表示の改善	⑥							
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた避難場所・方法の見直し	②③	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する。	平成30年度～順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する	平成30年度～順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する	平成29年度～順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図の作成 ・災害対応マニュアルの日程見直し及び本部運営訓練等の実施 ・避難場所等がある情報の共有方法等を検討する
避難行動要配慮利用施設における避難確保計画の作成、避難場所等の確保・訓練等に関する取組を促進	②	・担当課と調整し、要配慮者施設における訓練の実施を検討する。	平成30年度～順次実施	・取組を促進する	平成30年度～順次実施	・担当課と調整し、要配慮者施設における訓練の実施を検討する	平成30年度～順次実施	・取組みを促進する
円滑な避難・氾濫後の復旧のため、道路管理者との連携	③④⑤⑥	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る。	平成30年度～順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成30年度～順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成29年度～順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る。
5.施設周辺立地周辺における浸水による社会資本被災リスクを低減する水防・堆田活動の取組								
■水防活動の効率化及び体制体制の強化に関する事項								
「新たな重点要素避難所選定基準に基づき、毎年重要水防箇所の見直しを実施するとともに、水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	②	・共同点検に参加する。 ・引き続き定期的に実施	・共同点検に参加する	平成30年度～順次実施	・共同点検に参加する	・引き続き定期的に実施	・共同点検に参加する	平成30年度～順次実施
迅速な水防活動を支援するため、災害事例等の検証を行い、計画的な水防資機材の充実を図るとともに、各機関で情報を共有し出し等が円滑に実施できるよう検討を実施	②	・水防資機材の充実を図る。	平成30年度～順次実施	・消防署・消防団(水防団)・河川管理者と協議しながら適切に資機材の充実を図る	平成30年度～順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成30年度～順次実施	・水防資機材の充実を共同点検に参加する
関係機関に連携した水防訓練を継続実施	⑨	・水防訓練に参加する。 ・引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	平成30年度～順次実施	・水防訓練に参加する	・引き続き定期的に実施	・水防訓練に参加する	平成30年度～順次実施
水防団、ダム、拠点施設等への連絡体制の再確認と情報伝達訓練の実施	⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬	・連絡体制の構築、それにに基づき伝達訓練を実施	平成30年度～順次実施	・連絡体制の構築と整備を行う	平成30年度～順次実施	・連絡体制の構築、それにに基づき伝達訓練を実施	平成29年度～順次実施	・連絡体制の構築、それにに基づき伝達訓練を実施
市町村の広報誌やホームページを活用し、水防団員の募集を図るとともに、水防組織の維持・拡充に向けた取組を推進	⑩	・条例の規定に基づき、消防団(水防団)への加入について、HPや広報誌で募集を図る。	平成30年度～順次実施	・消防団(水防団)への加入について、広報誌を用いて募集を行う	平成30年度～順次実施	・消防団(水防団)への加入について、HP等を用いて広報を行う	平成29年度～順次実施	・拡充を検討する
自主防災組織の育成	②	・出前講座等により自主防災組織の設立、育成に向けた支援を実施。	平成30年度～順次実施	・自主防災組織の育成・強化を図る	平成30年度～順次実施	・育成のための方策を検討する	平成30年度～順次実施	・必要に応じて支援を実施
被災発生時ににおける、関係機関が発行する被災情報等の共有体制の確立効果的な救援活動の実施	②	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施
■北紫水の排水・貯留・貯留等に関する取組								
訓練を通じ、排水パイプ事業者に対する出動要請及び自衛隊災害派遣等災害出動に係る関係機関との連携方針について確認	⑩	・関係機関と共同して、体制を確認する。	平成30年度～順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成30年度～順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成29年度～順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する
関係機関と連携する場を設け、想定最大規模の洪水を想定した排水計画を作成	⑨⑩	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた災害時対応施設等の耐水化を促進	⑩							
水文、種門等の監視運用について、出水時の確実な対応ができるよう体制の強化を促進	⑨							
■点検等の自衛隊防災の効率化に関する事項								
浸水想定区域内の地点施設(病院、要配慮者利用施設、変電所、太陽光発電、JX等)に対するリスクの事前説明、適切な情報提供	③④⑤⑥	・拠点施設を選定の上、伝達する。	平成30年度～順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成30年度～順次実施	・拠点施設を選定の上、必要に応じて情報提供する	平成29年度～順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する

項目、事項、内容	課題の対応	北海道警察剣路方面本部・各警察署 業務内容	陸上自衛隊第5旅団 業務内容	とちち広域消防局 業務内容	日本放送協会帯広放送局 業務内容	北海道旅客鉄道株式会社剣路支社 業務内容	北海道電力株式会社新得水力センター 業務内容	電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所 業務内容
		時期	時期	時期	時期	時期	時期	時期
3. 人の避難をなくすため、主体的避難行動を促す緊急時の応急情報と共有する取組								
■情報伝達、避難計画等に関する取組								
洪水特における河川管理者からの情報提供(ホットラインの構築)	⑧⑨⑩							
浸水警報の切迫度が首長や住民等に伝わる洪水予報伝文への改良を行う	⑪							
危機管理型水位計による危険箇所における水位情報の提供	⑫⑬⑭⑮							
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供	⑯				・Lアラートによる情報提供を受けて、ホームページ・地域放送局およびニュース・防災アプリにて提供	引き続き実施		
洪水予報、避難勧告等をブッシュ型で情報発信	⑯				・Lアラートによる情報提供を受けて、ホームページ・地域放送局およびニュース・防災アプリにて提供	引き続き実施		
市町村水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画の作成	⑯⑰⑱⑲⑳	計画作成に必要な助言と協力をす る。	継続実施		・大規模災害時の活動計画、マニュアル等の作成	平成30年以降毎 次実施		
気象情報発信時の「危険度」や「警報級の現象」の表示の改善	⑯							・洪水発生時に行う関係自治体への発 信文の表現等の見直しを後封する。 平成29年度～
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた避 難場所・方法の見直し	②⑩							
避難行動要記載者利用施設における避難確保計画の作成、避難場所等の確保・訓練に関する取組を促進	⑦	・自治体との情報共有、訓練へ参加す る。	継続実施					
円滑な避難・氾濫後の復旧のため、道路管理者との連携	⑩⑪⑫⑬	・道路交通の円滑に資する道路管理 者との情報共有及び連携をする。	継続実施		・通行止め情報入手のため道路管理 者と連携を図る。	平成30年以降毎 次実施		・通行止め情報等の入手のため道路 管理者と連携を図る。 平成28年度～ 毎次実施
4. 高時間かつ広範囲における浸水による社会経済被害を軽減する本防・復旧活動の取組								
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組								
(新たな重点水防監視評定基準に基づき)毎年、重点水防 施設の位置を実施するとともに、水害リスクの高い箇所の 共同点検を実施	⑨							
沿岸内外水防活動を支援するため、災害事例等の検証を行 い、計画的な水防資機材の充実を図るとともに、各関係機関 との情報共有を実施	⑩	・水防資機材の充実、維持及び被災 協議会での情報共有を行う。	継続実施	・関係機関(関係局)、市町村等との情 報共有をして、各機関が利用している 資機材を基に、災害派遣時に実施する災 害派遣活動の検討	平成30年度～実 施	・過去の災害の検証、改善に取り組む とともに、関係機関との更なる連携体 制の構築。	平成30年度以降 毎次実施	
関係機関が連携した水防訓練を継続実施	⑪	・水防訓練に参加する。	継続実施	・各市町村、関係機関からの要請に基 づき水防訓練へ参加する。 ・在任務等への影響のない範囲で水防 訓練へ参加	平成30年度～実 施	・水防訓練に参加する。	引き続き実施	
水防堤、ダム、拠点施設等への連絡体制の再確認と情報伝 達訓練の実施	⑯⑰⑱⑲⑳⑪⑫⑬	情報伝達訓練に参加する。	継続実施	・情報伝達訓練に参加する。 ・任務等への影響のない範囲で訓練 へ参加	平成30年度以降 毎次実施	・連絡体制の確認と構築をする。 ・情報伝達訓練に参加する。	平成30年度以降 毎次実施	・情報伝達訓練に参加する。 ・情報伝達訓練に参加する。 ・ダム、発電所の事故を想定した河川 ハザード訓練を実施。 【回/年 (11月頃)】
市町村の広報誌やホームページを活用し、水防団員の募集 を図るとともに、水防組織の構立・充実に向けた取組を推進	⑯							
自主防災組織の育成	②							
被害発生時における、関係機関が発信する被害情報等の共 有体制の構築と効果的な救助活動の実施	⑨	・被災情報等の連絡体制の構築と情 報共有を実施	平成30年度～	・関係機関及び市町村と連携を図り、 情報共有して、被害発生時に効果的 な被害派遣活動(救助活動)の質とす る。	平成30年度～実 施	・被害情報等の連絡・情報共有体制の 構築と効果的な救助活動の実施	平成30年度～	
■沿岸の排水、溢殺用河川に関する取組								
引稼ぎ通り、排水ポンプ車等の災対車の出動要請及び自衛 隊災害派遣はが災害出動に係る関係機関との調整方法に ついて確認	⑩				・関係機関との連携・調整について確 認する。	引き続き実施		
関係機関と連携する場を設け、想定最大規模の洪水を想定 した排水計画を作成	⑪⑫							
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた災 害時拠点施設等の防水化を促進	⑬							
水文、種門等の施設運用について、出水時の確実な対応が できるよう体制の強化を促進	⑯							
■貯留施設等の自家水防の推進に関する取組								
浸水想定区域内の拠点施設(病院、要配慮者利用施設、変 電所、大規模工場、J.R等)に対するリスクの事前説明、適切 な情報提供	⑯⑰⑯							